

学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、学生の申請により保険料の納付が猶予される制度です。新年度分の申請は4月から受け付けます。希望する方は申請してください。

●対象者／大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学し、本人の所得が基準以下の学生

※所得の目安／128万円(令和2年度以前は118万円)＋(扶養親族の数×38万円)以下

●申請書提出先

- ・役場窓口(住民課(吉備庁舎)、やすらぎ福祉課(金屋庁舎)、清水行政局住民福祉室、各出張所)
- ・和歌山西年金事務所(郵送可)

●申請に必要なもの

- ・年金手帳またはマイナンバーカード
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・学生証または在学証明書

●保険料の追納

学生納付特例が承認された各月から10年以内であれば、申し出により保険料を納めることができます。

問 住民課(吉備庁舎)・和歌山西年金事務所
☎073・447・1660

福祉

「存じですか?」この手当

【特別児童扶養手当】

20歳未満で身体や知的または精神に中程度の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にあたる児童を監護している方に支給する手当です。

●対象者／右記記載の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方

※令和4年(2022年)4月1日から「眼の障害」の認定基準が一部改正されます。良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう「良い方の眼の視力」による認定基準に変更されます。

●手当支給月額(令和4年4月分)

- ・1級／5万2400円
- ・2級／3万4900円

※次の場合は手当を受けることができます。

- ①児童が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設などに入所しているとき

【特別障害者手当】

20歳以上で、身体や知的または精神に著しく重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。

●手当支給月額(令和4年4月分)

／2万7300円

※次の場合は手当を受けることができます。

- ①施設に入所しているとき(シヨウトステイは除く)
- ②病院に3カ月以上入院しているとき

【障害児福祉手当】

20歳未満で、身体や知的または精神に重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給します。

●手当支給月額(令和4年4月分)

／1万4850円

※次の場合は手当を受けることができます。

- ①施設に入所しているとき(シヨウトステイは除く)
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

【手当を受けるには】

手当を受けるには申請が必要です。またいずれの手当も、所得による支給制限があります。詳しくはやすらぎ福祉課(金屋庁舎)までお問い合わせください。

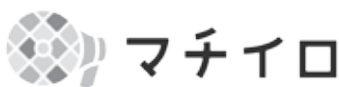
【既にこれらの手当を受けている場合】

手当に応じて、さまざまな届け出をする義務があります。「障害程度に変更があった」「住所を変更した」「所得の高い扶養義務者と生計を共にするようになった」などの場合は届け出てください。

また届け出が遅れたり届け出をしなかったりしたときは、支給されなくなる場合や手当を返還していた場合があります。お気を付けください。

問 やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

広報ありだがわがアプリで読める!



広報ありだがわと町議会広報から版をアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。

App Store または Google Play からインストールしてご利用ください。利用料は無料。発行日にはプッシュ通知でお知らせします。